(2)　基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第七十一条の三第一項第一号の基準を満たしていないこと。	
指定放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所の従業者の員数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の七十（五月以上継続している場合は、百分の五十）
(1)　指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準の規定により置くべき児童発達支援管理責任者の員数を満たしていないこと。	
(2)　基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第七十一条の三第一項第二号の基準を満たしていないこと。	

ハ　（略）

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間（指定放課後等デイサービス事業所、共生型放課後等デイサービス事業所又は基準該当放課後等デイサービス事業所（みなし基準該当放課後等デイサービス事業所を除く。）の場合にあっては指定通所基準第七十一条、第七十一条の二又は第七十一条の六において準用する指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定める営業時間を、みなし基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあってはこれに準ずるものをいう。以下同じ。）が四時間以上六時間未満である場合	百分の八十五
（削る）	

(2)　基準該当放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第七十一条の二第一項第一号又は第二号の基準を満たしていないこと。	
（新設）	

ハ　指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合については、所定単位数に乗じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

厚生労働大臣が定める営業時間の時間数の基準	厚生労働大臣が定める所定単位数に乗じる割合
指定放課後等デイサービス事業所等の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合	百分の八十五
(1)　指定放課後等デイサービス事業所の場合にあっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。	